

# 余震による被災建築物の二次災害を防止 (15,863棟)

- 被災建築物の応急危険度判定 -

## 応急危険度判定とは

地震直後速やかに被災した建築物を調査することにより、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、人命にかかわる二次災害を防止。



※ この調査は、建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対し不安を抱いている被災者のこころの安定にもつながるといわれています。



判定ステッカー

## 東北地方太平洋沖地震における茨城県震災建築物 応急危険度判定活動実施結果

実施期間 3月12日(土)～3月25日(金)  
実施市町村 28市町村  
判定棟数 **15,863棟** (延べ人員 929人)

## 茨城県震災建築物応急危険度判定士の養成

県では3,000人を目標に講習会を実施し、判定士を養成。

※対象者は、県内在住または在勤で、建築士などの資格を有する方

H23.3.31現在人数 2,205人(茨城県)/100,912人(全国)

活動事例(県外活動) 新潟県中越地震 (H16.10)

新潟県中越沖地震 (H19.7)

(県内活動) 東北地方太平洋沖地震 (H23.3)

## 応急危険度判定模擬訓練

大規模地震が発生した場合における、被災建築物に対する応急危険度判定活動を迅速かつ的確に行えるよう、年に一度、技術向上のための判定模擬訓練を実施。



## 応急危険度判定コーディネーター養成

災害時に判定活動をスムーズに行うためには、被災地市町村の災害対策本部下にコーディネーター役が必要。  
(判定士の受け入れ体制の準備や指揮・監督を実施。)